

金沢市監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 10 月 23 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 前 誠一
金沢市監査委員 源野 和清

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 5 年 9 月 25 日
(2) 措置を講じた局等 企業局経営企画課
(3) 監査結果の公表年月日 平成 26 年 4 月 11 日（平成 26 年監査公表第 11 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・ペットボトル「金沢の水」の販売事業について 意見（1-39 ページ） ペットボトル「金沢の水」の販売事業については、採算性の確保を前提に、今後の方針や戦略を明確に打ち出していく必要がある。</p>	<p>平成 21 年度からペットボトル「金沢の水」の販売事業を行ってきたが、事業を取り巻く環境が大きく変化し、また、販売本数が減少している状況を踏まえ、販売事業は、在庫品をもって終了する。 今後は、かがやき発信講座や各種イベント等を通して、金沢市の水道水の PR と利用促進を図っていく。</p>